

[事案 2019-112] 死亡保険金支払請求

・令和2年6月26日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約解除されたことを不服として、死亡保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年8月に被保険者が死亡したため、平成28年9月に契約した終身保険にもとづき死亡保険金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、死亡保険金が支払われなかったが、以下の理由により、死亡保険金を支払うか、既払込保険料と遅延利息および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 死亡原因とは関係のない疾病の存在を理由にした解除は無効である。
- (2) 募集人から無理に勧められ、断り切れずに申し込みをしたものであり、そのような状況で行った契約について、告知義務を課すことは不当である。
- (3) 入るつもりもない契約を無理に入らせたのであるから、告知妨害、あるいは不告知教唆が存在した可能性があり、契約の解除はできないはずである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者は、間質性肺炎で通院しており、確定診断も受けていたが、この事実を告知しなかったのであるから、告知義務違反にあたり、解除は有効である。また、不告知事項と死亡原因は一致しているため、保険金支払義務はない。
- (2) 申込手続きは適正に行われているので、契約を無効とする原因はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の上司の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知義務違反および告知しなかったことについて重過失が認められ、告知妨害あるいは不告知教唆は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。